

事務処理誤り等に関する対応状況について（一括公表）

※ 個別公表したものは含みません。

No.	発生日 (判明日)	発生事案 (事由)	所管課	概要	個人情報の漏えい の有無	対応状況	再発防止策	問合せ先 電話番号
1	2024.5中旬 (2024.8.6)	事務処理誤り	総務部総務課 城崎・竹野・日 高・出石振興局 地域振興課	認可地縁団体が所有する土地の所有権移転登記に関 連する公告について、本来3か月の公告期間であった が、掲示担当者の認識誤りにより2週間で撤去	無	公告手続の不備の補充方法を県等に照会し、法定の 公告期間は規定のとおりを実施すべきことを確認し、 改めて3か月間の公告を行うこととし、認可地縁団体 へ謝罪と事情の説明を行った。	・事務マニュアルを作成し、各掲示場を管理する所属 に対し周知を行い、事務手続を統一するとともに、当 該事務の重要性について共通認識を図る。 ・すべての告示及び公告文書に掲示期間を記載するこ ととし、当該期間内の誤撤去を防止する。	0796-23-1116
2	2024.8.1 (2024.8.22)	事務処理誤り	健康福祉部 社会福祉課	障害福祉サービス（療養介護）の負担額決定に係る 健康保険情報の照会基準日の誤りによる支給決定誤り 【人数：2人】	無	利用者に対して謝罪と説明を行い、正しい受給者証 を交付した。 利用施設に利用者負担の請求状況を確認するととも に、利用者に正しい受給者証を交付する旨を伝えた。	係内で本事案を共有するとともに、前年度の文書を 下書きにして文書作成する場合、手入力の箇所を関数 等により自動更新できるようにするとともに、文字に 色を付けるなど、更新箇所（日付等）が一目で分かる ようにする。	0796-24-7031
3	2024.8.22 (2024.8.26)	事務処理誤り	竹野振興局 市民福祉課	婚姻届受理に係る審査事務において、「新本籍」欄 の記載内容確認が不十分であったため、誤記載のある 届書を受取り、直後に、運転免許証の本籍地等変更手 続きに使用する住民票を本籍地誤記載の状態で交付 【人数：1人】	無	届出人に対し謝罪と説明を行い、婚姻届の誤記載箇 所の訂正を依頼し完了。誤記載のある住民票を回収 し、正当なものに差し替えた。	・受理審査時及びダブルチェックの際には、必ず戸籍 窓口受付支援システム（今年度導入）に従い、1項目 ずつチェックを行う。また、課内全職員が当該システ ムを用いて自己研修を行う。 ・届書受理件数の多い窓口サービス課（本庁）で様々 なケースを経験し、反復学習により知識を定着させる ため、実地研修を受ける。	0796-21-9074
4	2024.8.26 (2024.8.30)	事務処理誤り	但東振興局 市民福祉課	広域交付制度では請求できない申請者に対して、相 続及び未支給年金請求手続きに必要な被相続人の本市 以外の除籍を誤って交付 【人数：1人】	無	請求者に対し説明と謝罪を行い、交付済みの除籍を 回収し、除籍の郵便請求を助言した。本庁から法務局 に誤交付を連絡した。	・戸籍法について、改めて内容把握する。 ・広域交付制度を活用した戸籍証明書の請求があった 際の請求可能者確認シートを作成し、再発防止を図 る。	0796-21-9033